会 議 録

会	議の名	称	定例庁議	
開	催日	時	午前9時46分から 令和元年8月20日(火) 午前10時56分まで	
開	催場	所	朝霞市役所 別館 3 階 市長公室	
出	出席者		富岡市長、關野副市長、三好教育長、神田市長公室長、村山 危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部 長、麦田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計 管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教 育部長、猪股生涯学習部次長、渡辺監査委員事務局長 (担当課1) 太田市民環境部次長兼産業振興課長、塩味同課主幹兼課長補佐、田中 同課産業労働係長 (担当課2) 田中下水道課長、七里同課下水道工務係長、池田同課同係主査 (事務局) 稲葉市長公室次長兼秘書課長、永里政策企画課長、新井同課長補佐、 村岡同課政策企画係主事	
会	議内	容	1 事業用定期借地権設定契約公正証書(案) 2 朝霞市雨水管理総合計画(案) 3 令和元年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会	議資	料	【資料番号1】資料1 事業用定期借地権設定契約公正証書(案)の概要 資料2 事業用定期借地権設定契約公正証書(案) 【資料番号2】資料1 朝霞市雨水管理総合計画(案)概要版資料2 朝霞市雨水管理総合計画(案)	
会	議録	の	□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 □電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
作	成 方	針	■要点記録 □電磁的記録での保管(保存年限 年)	

				電磁的記録から文書に書き起こした	□会議録の確認後消去
				場合の当該電磁的記録の保存期間	□会議録の確認後 か月
				会議録の確認方法	
				出席者の確認及び事務局の決裁	
そ	\mathcal{O}	他	\mathcal{O}		
必	要	事	項		

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【議題】

1 事業用定期借地権設定契約公正証書(案)について

【説明】

(担当課1:太田市民環境部次長兼産業振興課長)

事業用定期借地権設定契約公正証書(案)について説明する。

資料1の下、「これまでの経緯」をご覧いただきたい。市では、旧朝霞第四小学校跡地の活用については、平成29年6月に、企業誘致による有効活用を図るという方針を庁議で決定した。

その後2年にわたり、企業誘致の準備行為として、不動産鑑定、土壌汚染調査、都市計画の変更、校舎の解体工事、埋蔵文化財試掘調査などを行ってきた。

昨年6月13日には、企業誘致の相手方である新電元工業株式会社との準備が整いつつ あったことから、本契約を締結する上での骨格となる覚書も取り交わしている。

資料1の上段をご覧いただきたい。昨年取り交わした覚書では、契約に向けて、基本的事項を定め、事業を確実かつ円滑に実施するための覚書であること。本事業に係る敷地の面積は29,593.77 ㎡であること。月額賃料を995万2千円とすること。契約期間を50年未満とすること。保証金は月額賃料の24か月分とすること等を定めた。

昨年6月の段階では、校舎の解体工事後、埋蔵文化財の試掘調査にて、問題がなければ、 今年度当初に事業用定期借地の本契約を締結したいと考えていたが、試掘調査の結果、敷 地内から炉や土坑などが確認されたことから、今年5月から発掘調査を実施している。

今回、記録保存に必要な発掘調査が7月で終了したことから、昨年度締結した覚書を踏まえた、「事業用定期借地権設定契約公正証書」を新電元工業株式会社と締結できる運びとなったので、公正証書の内容についてお諮りするものである。

事業用定期借地権設定契約公正証書の内容について説明する。

資料2の1ページをご覧いただきたい。前文及び第1条だが、本契約については、借地 借家法に定める事業用定期借地権を設定し、契約は公正証書によることとしている。

この件は、昨年度締結した覚書で既に定めている。

8ページ、物件目録1をご覧いただきたい。こちらに記載のある土地について、事業用 定期借地権設定契約を締結することとしており、これについても覚書で既に定めている。

また、1条であるが、本件借地権については、契約の更新及び存続期間の延長がなく、 新電元工業株式会社が、市に対し建物の買取りを請求できないこととしている。

これは、一般的に事業用定期借地権設定契約においては、契約期間満了後、確実に土地が貸主に返還されることが必要とされているためである。

しかしながら、ただし書きでは、両者の合意がある場合においては再度、契約をすることができるものとしている。

次に、第3条だが、借地期間は覚書で50年未満としており、本年9月に引き渡すことを想定し、令和51年3月31日までの49年6か月余りとしている。

次に2ページをご覧いただきたい。第6条、覚書での定めのとおり、1か月995万2 千円で、支払いは半年ごとの前払いとなる。

第7条だが、土地の価格や経済事情の変動により近傍類似の土地の賃料等に比較して著 しく不相応となったときは、双方の協議の上、改定することができるものとしている。

次に、第8条の保証金だが、賃料の24か月分に相当する2億3, 884万8千円をお預かりする。

次に、第9条には、借地権を譲渡や転貸する、土地の形状を変更する、建物を改築する などの場合には、あらかじめ市に申し出て、市の承諾を要するものとしている。

4ページをご覧いただきたい。第10条には合併、会社分割、事業譲渡、株式の交換又は移転などの変更あった場合などは、市に直ちに通知する義務があることを規定している。

次に、第12条では、賃料の支払いを3か月以上遅延した場合や、市に承諾を得ずに第 9条の行為をした時などは、催告を要せず契約を解除できるものとしている。

次に、第14条では、12条の契約解除等の場合には、賃料の24か月分、つまり保証 金相当を解約金とすることとしている。

次に、第15条では、賃貸借終了時の原状回復義務として、更地で市に返還することと している。

また、返還時には土壌汚染調査をして、契約締結時の基準を上回った場合には、土地改良等により原状に復するものとしている。

次に、第16条では、賃貸借終了したのちに返還されなかった場合の賠償金について、 第20条では、公正証書作成費用を折半で負担すること、第23条では、新電元工業株式 会社に土地の保全義務があることを記載している。

8ページをご覧いただきたい。先程も説明したが、物件目録1として本契約の対象となる土地を、物件目録2として新電元工業株式会社がこれから建築する建物を記載している。

(神田市長公室長)

本件は8月5日に行われた政策調整会議において審議した。その主な質疑と結果について報告する。

50年経過して、引き続き契約したいという可能性もあると考えられるが、その場合、 1条2項の再契約に当たると思うが、15条の原状回復義務との兼ね合いはどうなるかと いう質問があった。それに対して、契約の満了後については、企業から引き続き事業活動 を行いたいと申し出があった場合などで、市と起業が合意した場合には再契約を締結する ということを可能としている。その場合には、事前に申し出をいただくので、更地にせず、 そのまま使っていただくことになると回答があった。

次に、1条のただし書きの「賃貸借終了後」再契約となっていることについて確認する 質問があった。それに対し、あくまでも50年後に土地を返してもらいたい場合は、定期 借地権契約なので、返してもらえる前提の契約となっていると回答があった。

次に、公正証書としている理由を確認する質問があり、借地借家法第23条により、事業用定期借地権の契約は、公正証書によって、これをしなければならないと規定されていると回答があった。

次に、保証金は、運用することはできるのかと質問があった。これに対し、歳計外専用の口座に預けることになっており、運用は可能との回答があった。

次に、賃料について、半年払いということだが、1年払いに変更したり、期日を4月当初にしていただくことは可能かと質問があった。これに対し、企業より、大幅な金利上昇があった場合に、資金運用面に影響があるということで、複数払いの要望があり、支払いの期日についても、双方で仮合意しているため、この段階での変更は難しいと回答があった。

次に、9条5号に権利移転について記載があるが、どのようなことを想定しているのかと質問があった。これに対し、市に必要な行為かどうかを判断することを想定しており、例えば、社屋に社員食堂を委託する場合などを想定している。また、社屋建設に当たって、金融機関から融資してもらう条件として、建物に抵当権を設定するということを想定していると回答があった。

最後に、10条6号、法人財産には相続という概念がないが、どういう意味なのかと質問があった。これに対し、相手が個人の場合もあり得るので条文に入れていると回答があった。

これらの議論を重ね、原案のとおり庁議にかけると決定したものである。報告は以上である。

【質疑等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

2 朝霞市雨水管理総合計画(案)

【説明】

(担当課2:田中下水道課長)

それでは、朝霞市雨水管理総合計画(案)について説明する。

資料1「朝霞市雨水管理総合計画(案)概要版」をご覧いただきたい。まず、目的については、近年、全国各地で下水道(雨水)の能力を上回るゲリラ豪雨や台風による浸水被害が多発している。

本市においては、これに加え、都市化の進展により、降った雨水が浸透、貯留する機能が少なくなってきており、このようなことから、地域においては比較的頻繁に浸水被害が発生している。

本市では、第5次朝霞市総合計画の将来像「私がくらしつづけたいまち朝霞」の基本概念のひとつに「安全・安心なまち」を掲げており、その中の重視すべき事項として「集中

豪雨などによる浸水被害の軽減対策」を位置付けている。

また、市長のアクションプランの中のひとつにゲリラ豪雨対策が位置付けられている。 このような中、近年では、従来の対策の考え方に加えて、「事前防災・減災」、「選択と集中」 等も含め、浸水リスクを評価し、優先度の高い地域を中心に計画的な対策が求められてい る。

これを行うためには、浸水要因を適切に分析し、その課題を整理するとともに、浸水対策を実施すべき地域、地域に見合った整備水準や対策手法を検討し、その対策を当面・中期・長期にわたって段階的に進める必要があり、効率的、かつ計画的に整備を行うために本計画(案)を策定するものである。

次に、右側の浸水要因分析と課題の整理について説明させていただく。

浸水要因分析の結果として、1点目、1時間で50mmを超える集中豪雨の発生頻度が高まったこと。2点目、都市化の進展により雨水が地面に浸み込みにくくなったこと。3点目、これらの理由により現状の排水能力を超えた雨が下水道管に流れ込むこと。4点目、被害が発生している場所の特性は、斜面地の下側や窪地などで雨水が捌けにくい地形であることが導き出された。

この分析結果から、今後、整備を行う上での課題として1点目、近年のゲリラ豪雨や台風の降雨を踏まえた計画降雨の見直しが必要であること。計画降雨とは、下水道(雨水)計画で口径等を決めるための目標とする降雨規模である。2点目、都市化の進展を踏まえた流出係数の見直しが必要であること。流出係数とは、降った雨が地表面に流れ出る度合いを表すものであり、例えば、流出係数0.7は、降った雨の70%は地表面に流れ出し、残りの30%は地中へ浸透や蒸発散するという考え方である。3点目、河川の影響の有無など、地域の特性を踏まえた整備方法の検討が必要であること。4点目、ハード対策は、長期間に及ぶ事業となるため、優先度を定めた効率的な整備が必要であること。5点目、下水道(雨水)計画区域外、いわゆる事業計画区域外においては、この計画と別に水路浚渫等の対策の検討が必要であることを課題として整理した。浸水要因の分析、課題の整理を踏まえ、本市の整備方針として計画降雨は、時間当たり50mmから65mmとする。流出係数は、0.5から0.7とする。

重点対策地区は過去5年間の被害実績から床上浸水被害が複数発生した地区とし、優先度は浸水リスク、都市機能集積度を点数評価し、総合的な観点から溝沼3丁目及び溝沼2丁目地区、三原4丁目地区、朝志ケ丘4丁目地区、膝折町1丁目地区とした。この4地区については、今後、整備内容を検討する上で用いる、計画降雨及び流出係数は、見直し後の数値とするという整備方針とした。

次に、溝沼3丁目地区及び溝沼2丁目地区の整備計画について説明する。重点対策地区の整備計画は、長期に及ぶことから、早期に工事ができ効果的なものを赤色の当面、それ以外を緑色の中・長期とし、段階的に整備する計画とした。整備計画では、当面の対策の事業期間を令和2年度から令和7年度の6年間を予定しており、整備の内容は、朝霞第10小学校脇の買収予定地である民地畑に7,000㎡の貯留施設と毎秒1㎡排水可能なポンプを2台、溝沼3丁目交差点から泉蔵寺西側の五差路交差点までの市道5号線においては側溝整備、五差路交差点から黒目川吐け口までの雨水管を口径2,400ミリ、延長1

46メートルの布設替えの計画とした。

次に、膝折町1丁目地区の整備計画について説明する。整備計画では、当面の対策の事業期間を令和7年度から令和11年度の5年間を予定しており、整備の内容は、雨水管が整備されていない県道朝霞蕨線や新座和光線に口径1,500ミリ、延長420メートルの貯留機能を有した雨水管の布設と既に雨水管が埋設されている市道464号線には新たに口径1,500ミリ、延長130メートルの貯留管の布設、市道585号線には側溝整備の計画とした。

なお、中長期計画については、当面の対策の整備効果を検証し、見直しを行っていきたいと考えている。

次に、三原4丁目地区及び朝志ケ丘4丁目地区の2地区については、近隣市の計画と調整を図る協議が整い次第、整備計画を策定する。

最後に、本計画の策定経過及び今後のスケジュールについて、資料1の3ページをご覧いただきたい。まず、策定経過であるが、朝霞市雨水管理総合計画庁内検討委員会を平成30年5月に立ち上げ、令和元年5月まで、計5回の検討委員会を開催した。また、国立研究開発法人土木研究所水害研究グループの渋尾専門研究員に雨水管理総合計画庁内検討委員会にオブザーバーとして2回出席いただき、現地確認や浸水被害写真を見ていただいた上で、重点対策地区の選定や整備方針、地区ごとの対策内容等の本計画について御意見をいただいた。

下水道審議会は、平成30年8月から計3回の審議会の中で、重点対策地区及び整備方 針、対策内容について説明し、了承をいただいた。

パブリックコメントについては、6月に市民向け及び職員向けのパブリックコメントを 実施した。意見は特になかった。

今後のスケジュールとして、9月議会初日に全員協議会を開催し、議員へ説明させていただきたい。

朝霞市都市計画審議会であるが、今回の整備計画において、ポンプ施設や貯留施設の設置があることから、本市都市計画審議会において、都市施設として位置付けていただく必要がある。このようなことから、都市計画審議会委員の皆様に、7月4日に事前説明を、さらに8月27日にも概要説明をさせていただき、11月に都市計画決定へと進めたいと考えている。

下水道事業計画の変更については、本市都市計画審議会において都市計画決定をしていただいた後、埼玉県と協議を行い、下水道事業計画の変更等、必要な手続きを進める。

これらの手続きを行うことにより、国の補助金や起債の対象事業となる。

以上で、朝霞市雨水管理総合計画(案)の説明を終わる。

(神田市長公室長)

本件も8月5日の政策調整会議において審議を行った。主な質疑と経過について報告する。

重点地域の選定にあたって、内間木地区が入っていないのはなぜかという質問があった。これに対し、雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)では、重点対策地区は、浸水リス

クや人口等を勘案し、設定することと示されている。本計画では下水道(雨水)計画区域を対象としている。また、県に確認したところ、今後市街化区域に編入予定や、大幅な土地利用の改編の予定があること、加えて、その地区の雨水計画の策定をするという条件を満たせば、重点対策地区に内間木を位置付けることが可能だと回答をいただいたという説明があった。

次に、計画雨量を $50\,\mathrm{mm}$ から $65\,\mathrm{mm}$ に変更することについて、都市部でも一般的な考え方なのかと質問があった。これに対し、学識者に聞いたところ、東日本では1時間当たり $50\,\mathrm{mm}\sim55\,\mathrm{mm}$ のところが多いとの意見をいただき、重点対策のみ $65\,\mathrm{mm}$ であれば妥当との意見もいただいているとの回答だった。

次に、65mmに引き上げるということは、既設管の改修と他地区への影響はどうなるのかという質問に対し、雨水管や貯留管の新設を考えており、当面はこれ以外の布設替えを行う予定はない。計画降雨雨量や流出係数を変更する範囲は、排水区単位の見直しとなるので、近隣地区への影響はないと考えているとの回答だった。

次に、流出係数の見直しということで、河川への排水量の増強は今後可能になるのかという質問があった。これに対し、河川排出量は変更することができないため、溜めることを重要視するとのことだった。また、県からは朝霞市だけ放流量を増やすのは難しいと回答を得ているとの回答だった。

次に、国の防災・安全社会資本整備交付金は、計画があるから活用できるという認識でいいかという質問があった。これに対し、この計画を作り、下水道事業計画の変更を行うことで、補助を受けることができると回答があった。

最後に、内間木について、水路の浚渫等しているが記載してはどうかと意見があった。 これに対し、16ページの課題の整理に、この計画とは別に既設水路の浚渫や浸水対策が 必要であることの記載をしていると回答があった。

対象区域の補足や、図表、西暦併記について修正した上で、庁議に諮ることと決定した。 報告は以上である。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり決定する。

【議題】

3 令和元年第2回朝霞市議会定例会提出議案

【説明】

(上野総務部長)

議案第13号 平成30年度朝霞市一般会計歳入歳出決算認定について説明する。

平成30年度の決算額は、歳入が、430億2,511万3,347円となり、歳出は、416億8,394万5,275円で、歳入歳出差引残額は、13億4,116万8,072円となった。この残額から、継続費逓次繰越額、繰越明許費繰越額を差し引いた翌年度繰越額は、11億1,947万414円である。

歳入歳出のうち、歳入だが、市税は、225億1,323万7,462円で、歳入総額の52.3パーセントを占めている。

地方譲与税は、自動車重量譲与税などで、2億1,754万5,000円となり、地方 消費税交付金は、22億5,771万4,000円の交付となっている。

地方交付税は、普通交付税1億2,366万4,000円、特別交付税1億6,782 万4,000円が交付されている。

分担金及び負担金は、保育園入園児童保護者負担金などで、9億6,480万2,18 3円となり、使用料及び手数料は、自転車等駐車場の使用料や一般廃棄物処理手数料などで、7億4,532万8,991円となっている。

国庫支出金は、子どものための教育・保育給付費負担金、児童手当交付金や、生活保護費負担金などで、70億7,061万3,923円となっている。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金を始め、児童手当負担金、個人県民税徴収委託金などで、25億8,938万5,619円となっている。

繰入金は、介護保険特別会計や財政調整基金の繰入金などで、4億6,577万8,609円となっている。

繰越金は、前年度からの繰越事業に係る分を含めて、11億3,408万8,713円 となっている。

諸収入は、学校給食費受入金や子どものための教育・保育給付費負担金精算交付金のほか、指定管理料精算金などで、13億8,517万8,421円である。

市債は、旧第四小学校解体事業債、市民会館耐震化事業債、臨時財政対策債など24件で、26億4,834万1,000円の借入れとなっている。以上が歳入の主なものである。

次に歳出だが、議会費は、会議録調製委託料などで、2億7,419万662円を支出し、総務費は、旧第四小学校の解体工事や市民会館の耐震化工事、市民センターなどに係る指定管理料などで、56億1,419万610円を支出している。

民生費は、介護給付・訓練等給付費負担金や児童手当を始め、子どものための教育・保育給付負担金や生活保護費などのほか、介護保険特別会計や国民健康保険特別会計への繰出金などで、209億4,849万9,844円となっている。

衛生費は、各種個別予防接種、がん検診のほか、健康増進センターの指定管理料や、可燃ごみ収集運搬委託料などで、29億4,021万3,554円を支出し、農林水産業費は、既存農園整備工事などで、6,816万4,597円となっている。

商工費は、ふるさと納税に係る経費や、小口等融資貸付預託金、産業文化センターの指 定管理料などで、2億7,090万968円を支出している。

土木費は、観音通線の整備や自転車駐車場等の指定管理料などのほか、下水道事業特別

会計への繰出金などで、28億8,100万7,097円となっている。

消防費は、朝霞地区一部事務組合負担金や防火水槽撤去に伴う補償料などで、13億6, 180万9,218円を支出している。

教育費は、小学校の体育施設整備工事や学校の給食賄材料費、浜崎学校給食センター施設改修工事などで、43億2,800万6,399円となっている。

公債費は、29億9,555万3,704円を支出している。

以上が、歳出の主なものだが、この中には前年度からの繰越事業分も含まれている。以上が、歳入歳出決算の概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第14号 平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、国民健康保険の平成30年度末における加入者の状況だが、1万7,361世帯、被保険者数は、2万5,859人となっており、前年度と比較すると、世帯数は456世帯、2.56パーセントの減少で、被保険者数は1,304人、4.80パーセントの減少となった。

次に、平成30年度の決算額は、歳入が、110億5,955万6,376円となり、 歳出は、108億9,777万7,645円で、歳入歳出差引残額は、1億6,177万 8,731円である。

歳入歳出の概要を申し上げる。まず、歳入の主なものだが、国民健康保険税は、28億6,381万8,973円で、県支出金は、保険給付費等交付金で、70億6,613万4,350円となり、繰入金は、一般会計繰入金などで、8億8,801万5,206円となり、繰越金は、その他繰越金で1億8,531万9,297円である。

次に、歳出の主なものだが、保険給付費は、療養給付事業や高額療養費支給事業などで、69億5,157万7,613円となり、国民健康保険事業費納付金は、広域化にともない、35億7,431万3,098円を支出している。

保健事業費は、特定健康診査等事業などで、1億2,647万6,477円となっており、諸支出金は、償還金などで1億9,898万6,264円となっている。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

(木村上下水道部長)

議案第15号 平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計決算認定について、概要を説明する。

平成30年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入が、17億8,787万1,646円で、前年度対比4.8%の増、歳出が、16億6,572万7,724円で、前年度対比5.8%の増、歳入歳出差引残額は、1億2,214万3,922円となり、この額から、継続費逓次繰越額、繰越明許費繰越額を差し引いた1億2,145万6,962円を翌年度に繰り越すものである。

歳入の主なものは、第2款 使用料及び手数料は、下水道使用料、第3款 国庫支出金

は、社会資本整備総合交付金、第4款 繰入金は、一般会計繰入金、第7款 市債は、公 共下水道事業債などである。

次に、歳出の主なものは、第1款 下水道総務費は、職員人件費、公営企業会計移行事業などである。第2款 下水道事業費は、汚水、雨水の維持管理事業、下水道ストックマネジメント基本計画策定事業などをはじめ、旧暫定逆線引き地区の汚水管工事、雨水管理総合計画策定委託料、雨水管工事のほか、荒川右岸流域下水道事業に係る負担金を支出した。第3款 公債費は、下水道事業債の元金償還及び利子である。

以上でございます。

(三田福祉部長)

議案第16号 平成30年度朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、平成31年3月31日現在、第1号被保険者数の状況であるが、2万7, 165人となり、前年度と比較すると、432人、1.62パーセントの増となっている。

また、要介護、要支援認定者数は、4, 519人となり、前年度と比較すると、216人、5.02パーセントの増となった。

次に、平成30年度の決算額は、歳入が、69億9,662万7,412円、歳出が、67億8,161万5,263円で、歳入歳出差引残額は、2億1,501万2,149円となった。

歳入歳出の概要を申し上げる。まず、歳入であるが、保険料は、65歳以上の第1号被保険者分として15億9,447万4,020円となっている。

国庫支出金は、介護給付費負担金などで、13億5,471万1,065円、支払基金交付金は介護給付費交付金などで、17億528万5,526円、県支出金は、介護給付費負担金などで、9億6,588万9,419円、繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金を合わせ、9億4,939万8,000円である。

次に、歳出だが、総務費は、賦課徴収事業や介護認定審査事業などで9,346万2,735円である。

保険給付費は、居宅介護等サービス給付費負担金や施設介護サービス給付費負担金などで、保険給付費全体では、58億6,479万2,700円となっている。

地域支援事業費は、介護予防生活支援事業や、包括的支援事業、委託料や負担金補助及び交付金などで、3億9,719万154円である。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立事業などで、1億3,499万8,948円である。

以上が、歳入歳出決算の概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第17号 平成30年度朝霞市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてである。

はじめに、平成30年度末における被保険者数の状況であるが、埼玉県後期高齢者医療

広域連合の報告によると、13, 151人となり、前年度末と比較すると、678人、5.44パーセントの増加となった。

次に、平成30年度の決算額は、歳入が、12億4,872万8,837円となり、歳 出は、12億4,294万7,693円で、歳入歳出差引残額は、578万1,144円 である。

歳入歳出の概要を申し上げる。まず、歳入の主なものであるが、後期高齢者医療保険料は、10億4,362万7,010円、繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金で、1億9,868万1,494円、繰越金は、前年度繰越金で、261万4,492円となっている。

次に歳出だが、総務費は、一般管理事務費と徴収費で、1,643万1,957円、後期高齢者医療広域連合納付金は、12億2,317万5,654円、諸支出金は、保険料還付事業などで、334万82円を支出している。

以上が歳入歳出決算の概要である。

(木村上下水道部長)

議案第18号 平成30年度朝霞市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、概要を説明する。

平成30年度の業務量は一番上の表のとおりで、年度末給水人口、年度末給水戸数、年間総給水量、年間総有収水量は、前年度と比べ、いずれも増加傾向となっている。

給水量のうち、県水受水量は1,075万3,914立方メートルで、受水比率は、66.0%、また、有収率は、86.5パーセントである。

まず、収益的収入及び支出についてであるが、収益的収入の決算額は、23億9,50 8万3,292円で、水道料金や水道利用加入金などである。

収益的支出の決算額は、19億8,929万6,651円で、県水受水費のほか、職員 人件費、委託料、修繕費、減価償却費及び企業債利息などで、収益的収入及び支出の差引 金額は、4億578万6,641円となった。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入の決算額は、5億5,817万364 円で、企業債のほか、下水道工事に伴う配水本管切り回し工事に係る負担金などである。

資本的支出の決算額は、12億7,443万5,699円で、主なものは、建設改良費の水道管耐震化事業、老朽管更新及び水圧不足改善事業などで、企業債償還金は、元金償還額である。

なお、資本的収入額の資本的支出額に対する不足分は、当年度分消費税及び地方消費税、 資本的収支調整額や減債積立金及び建設改良積立金などで補てんした。

剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金、6億592万2,005円のうち、2億5,507万6,243円を資本金に組み入れるとともに、今後の水道事業運営に対応していくため、減債積立金及び建設改良積立金に、それぞれ、1億7,500万円を積み立てる案としている。

(上野総務部長)

議案第19号 令和元年度朝霞市一般会計補正予算第2号である。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、4,544万円の増額で、これを含めた累計額は、430億6,139万5,000円となっている。

歳入歳出の概要のうち、歳入であるが、県支出金は、参議院議員選挙執行費委託金を、 4,544万円増額している。

次に歳出だが、参議院議員選挙執行事業で、投票立会人等の報酬や選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当をはじめ、投票所入場券等の郵便料や入場券作成委託料など、4,544万円を増額している。なお、本議案については初日に議決をお願いする予定である。

次に議案第20号 令和元年度(2019年度)朝霞市一般会計補正予算第3号である。 今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、14億1,831万4,000円の増額で、これ を含めた累計額は、444億7,970万9,000円となっている。

歳入歳出の概要のうち、歳入だが、地方特例交付金は、交付額の確定により、3,07 2万3,000円減額している。

地方交付税は、普通交付税の算定結果にともない、普通交付税を、4,300万4,00円減額している。

分担金及び負担金は、新たに、赤野毛排水機場改修事業費負担金を、1,444万9,000円計上している。

国庫支出金は、幼稚園就園奨励費補助金などを減額する一方、子育てのための施設等利用給付交付金などを新たに計上するほか、障害児入所給付費等負担金などを増額することにより、1億3,115万8,000円増額している。

県支出金は、幼稚園就園奨励費補助金などを減額する一方、子育てのための施設等利用 給付交付金などを新たに計上するほか、障害児入所給付費等負担金などを増額することに より、1,732万5,000円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金など64件、433万6,000円の受け入れをしている。 繰入金は、下水道事業特別会計などの決算による精算金を繰り入れるほか、財政調整基 金繰入金の増額や、基地跡地整備基金繰入金を新たに計上することにより、2億6,67 9万7,000円増額している。

繰越金は、平成30年度決算にともない、前年度繰越金を、6億6,947万円増額している。

諸収入は、国・県支出金過年度収入や各種施設の指定管理料の精算金などを計上することにより、1億7,991万2,000円増額している。

市債は、臨時財政対策債を減額する一方、新たに排水機場改修事業債を計上するほか、 道路舗装事業債などを増額することにより、2億859万4,000円増額している。

次に、歳出だが、人件費補正では、職員等の人事異動等にともなう補正額を計上している。

人件費以外の歳出だが、議会費は、議員報酬などを減額することにより、806万1, 000円減額している。

総務費は、市民会館駐車場の整備にともなう経費を計上するほか、平成30年度決算に

よる前年度繰越金を財政調整基金に積み立てることにより、5億3,641万7,000 円増額している。

民生費は、幼稚園就園奨励費補助金などを減額する一方、新たに、幼稚園利用料等補助金などを計上するほか、介護給付・訓練等給付費負担金などを増額することにより、3億1,707万2,000円増額している。

衛生費は、各種個別予防接種委託料や再資源化処理委託料などを増額することにより、 1億441万円増額している。

商工費は、個人番号カードを活用した消費活性化策として実施する自治体ポイントの利用開始に向け、市内店舗への周知や募集などを行うため、店舗募集事務委託料などを新たに計上することにより、116万8,000円増額している。

土木費は、シンボルロード整備などに係る経費を増額するほか、新たに、市道8号線の 道路舗装工事に要する経費や、交差点などの交通安全対策工事を計上することにより、4 億3,244万4,000円増額している。

教育費は、小学校の校舎改修工事などを増額するほか、子ども相談室の施設改修経費などを新たに計上することにより、2,125万8,000円増額している。

公債費は、借入額の確定にともない、1,234万9,000円増額している。

次に、第2表継続費補正は、シンボルロード整備事業について、総額及び年割額を変更 するものである。

第3表繰越明許費は、道路舗装事業について、年度内に完了することが困難なため、翌 年度に繰り越すものである。

第4表債務負担行為補正については、議長車等運行業務事業など4事業については、来 年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

第5表地方債補正は、新たに排水機場改修事業を追加するほか、道路舗装事業や臨時財政対策債など7件の地方債について、借入限度額の変更を行うものである。

以上が、今回の補正概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第21号 令和元年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,480万2,000円の増額で、これを含めた累計額は、110億7,709万5,000円となっている。

歳入歳出の概要のうち歳入であるが、県支出金は、特別交付金として302万4,00 0円を増額している。

また、繰越金は、前年度決算額の確定により、1億5, 177万8, 000円を増額するものである。

次に、歳出であるが、総務費は、国民健康保険税システムの改修業務委託にともない、 一般管理費を302万4,000円増額するものである。

基金積立金は、今回の1号補正における歳入歳出の差引額1億1,681万4,000 円を財政調整基金等積立事業に積み立てるものである。 諸支出金は、実績にともなう保険給付費等交付金返還金などの償還金で、3,496万4,000円を増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(木村上下水道部長)

議案第22号 令和元年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第1号の概要を説明する。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、1億145万6,000円の増額で、これを含めました累計額は、14億4,846万1,000円となっている。

歳入歳出のうち、歳入については、平成30年度決算に伴い、前年度繰越金を1億14 5万6,000円増額している。

歳出については、第1款 下水道総務費では、職員の人事異動に伴い、人件費を減額する一方、一般会計繰出金を増額することにより、5,565万6,000円増額し、第2款 下水道事業費では、市道5号線の雨水対策工事において取付管布設替工事が必要になったことや、市道8号線の道路整備に合わせ経年劣化した人孔蓋の交換工事を新たに計上することにより、合計、4,580万円増額している。

(三田福祉部長)

議案第23号 令和元年度朝霞市介護保険特別会計補正予算第2号についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億7,225万1,000円の増額で、これを含めた累計額は、72億4,663万2,000円となっている。

今回の補正予算は、前年度決算の確定に伴う精算と、介護給付費等の増額を行うものである。

歳入歳出の概要のうち歳入だが、国庫支出金は、介護給付費負担金を781万5,00 0円増額するものである。

支払基金交付金は、介護給付費交付金を1,072万5,000円増額するものである。 県支出金は、介護給付費負担金を509万5,000円増額するものである。

繰入金は、介護給付費繰入金、その他繰入金として一般会計から2,248万2,00 0円増額し、介護保険保険給付費支払基金繰入金を1,112万3,000円増額するものである。

繰越金は前年度繰越金として、2億1,501万1,000円増額するものである。

次に、歳出の主なものについて、総務費は、電算システム保守点検委託料として176 万5,000円増額するものである。

保険給付費は、居宅介護等住宅改修事業などの負担金補助及び交付金を実績に基づき3,972万5,000円増額するものである。

基金積立金は、介護保険保険給付費支払基金積立金を4,420万3,000円増額するものである。

諸支出金は、平成30年度決算の確定にともなう国、県、支払基金への返還金を1億5, 832万7,000円を増額し、一般会計繰出金を2,823万2,000円増額する。 以上が、今回の補正概要である。

(麦田こども・健康部長)

議案第24号 令和元年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてである。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ578万円の増額で、これを含めた累計額は、13億4,127万1,000円となっている。

歳入歳出の概要のうち歳入だが、繰越金は、前年度決算額の確定により、前年度繰越金として、578万円を増額するものである。

次に、歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金は、平成30年度の出納整理期間分の後期高齢者医療保険料として、95万4,000円、諸支出金は、一般会計繰出金として、482万6,000円をそれぞれ増額するものである。

以上が、今回の補正概要である。

(宮村市民環境部長)

議案第25号 朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、住民基本台帳法施行令等の一部改正により住民票への旧氏の記載が可能となることから、印鑑事務において、登録できる印鑑及び印鑑登録証明書の記載事項に、住民票に旧氏の記載がされている場合の当該旧氏を新たに加えるために必要な条項を追加するほか、字句を整理するものである。

なお、これらの改正については、令和元年11月5日から施行したいと考えている。

(上野総務部長)

議案第26号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例である。

主な改正内容については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任 用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する規 定を整備するほか、成年被後見人等に係る欠格条項等の措置の適正化にともない、朝霞市 職員の給与に関する条例等について所要の改正を行うものである。

なお、これらの改正のうち、成年被後見人等に係る欠格条項等の措置の適正化にともな う改正については、令和元年12月14日から、その他の改正については、令和2年4月 1日から施行したいと考えている。

議案第27号 市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例である。 改正内容については、令和元年5月30日に朝霞市特別職報酬等審議会から出された答 申を踏まえ、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を引き 上げる改正を行うものである。

なお、これらの改正については、令和元年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第28号 朝霞市税条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、地方税法等の一部を改正する法律の施行にともない、個人市民税 について、子どもの貧困に対応するため、単身児童扶養者、いわゆる離婚のひとり親の方 を非課税措置対象者に追加し、当該申告書類について整備等を行うものである。

また、軽自動車税について、消費税率の引き上げに伴う需要変動の対策として、環境性 能割の臨時的軽減について規定するほか、種別割に係る令和2年度から令和5年度までの 軽課について規定するものである。

これらの改正のうち、第1条の規定による改正については、令和元年10月1日のほか、 それぞれ附則で定める日から施行し、第2条の規定による改正については、市民税に係る 改正部分を令和3年1月1日から、軽自動車税に係る改正部分を令和3年4月1日から施 行したいと考えている。

(麦田こども・健康部長)

議案第29号 幼児教育・保育無償化に伴う関係条例の整備に関する条例である。

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」等の施行により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されるため、3歳児クラス以上の児童については保育料が無償化することから、朝霞市保育園設置及び施設管理条例及び朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園を利用する児童等を対象とした、子育てのための施設等利用給付が新設されたことから、朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものである。

なお、この改正については、令和元年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第30号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例である。

改正内容については、家庭的保育事業等における連携施設の確保の要件の緩和、連携施設を確保する経過措置を現行の5年間から10年間に延長、保育士としてみなす者に新たに准看護師を追加する等の改正を行うものである。

なお、この改正については、令和2年4月1日から施行したいと考えている。

(木村上下水道部長)

議案第31号 朝霞市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う 関係条例の整備に関する条例について、説明する。

令和2年4月1日から、朝霞市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用させる ため、関連する条例を一括して整備するものである。

改正内容については、朝霞市水道事業の設置等に関する条例では、下水道事業を加え、 条例の名称を朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めるとともに、下 水道事業の基本的事項等を新たに規定するものである。

また、朝霞市部室条例では、市長の権限に属する事務から、下水道に関する事務を削除

するなど、関連条例の改正も併せて行うものである。

(麦田こども・健康部長)

議案第32号 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の設備及び運営の基準を定める条例である。

令和元年10月1日から実施される幼児教育・保育無償化の対象となる認可外保育施設は児童福祉法に基づき届出がされ、国が定める基準を満たすものに限られているが、5年間は基準を満たさなくても無償化の対象となる。市が条例を制定することで、基準を満たすことで無償化の対象とすることができることになっている。本市としては経過措置中においても保育の質を確保するため、条例を制定するものである。

なお、本条例については、令和元年10月1日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第33号 市道路線の認定についてである。

今回認定する路線は、積水工場跡地の開発行為にともなう17路線で、都市計画法第40条の規定により市に帰属されるので道路を認定するものである。

(猪股生涯学習部次長)

議案第34号 工事請負契約の締結についてである。

工事名は、朝霞市立総合体育館改修工事(第2期)である。

工事の概要については、メインアリーナ、サブアリーナの床フローリングの改修、サブアリーナ、トレーニング室の天井改修、屋上防水、外壁の改修、エレベータの設置、照明のLED化、空調設備及びトイレ改修を行うものである。

入札の経過については、7月30日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、7者が応札し、その結果、斎藤工業株式会社朝霞営業所が、税抜き6億2,600万円で落札した。

ついては、斎藤工業株式会社朝霞営業所と請負契約を締結したく、提案した次第である。

(上野総務部長)

議案第35号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてである。 朝霞市推薦の人権擁護委員のうち、栗山昇氏の任期が令和2年3月31日をもって満了 となるが、同氏を再び委員に推薦したく、議会の意見を求める。

栗山氏については、平成3年12月から人権擁護委員として御活躍中である。

(二見学校教育部長)

議案第36号 教育委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。

市の教育委員会委員のうち、岡野忠正氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となりますが、同氏を再び委員に任命したく、提案する。

岡野氏は、平成15年10月から教育委員会委員として御活躍中であり、現在は教育長

職務代理としても御活躍中である。 次に、議案第37号 教育委員会委員任命に関する同意を求めることについてである。 市の教育委員会委員のうち、比留間藤昭氏の任期が令和元年9月30日をもって満了と なるが、新たに森島史枝氏を委員に任命したく、提案する。 森島氏は、現在、中学校PTA副会長として御活躍中である。 【質疑等】 なし 【結果】 提案のとおり決定する。 【閉会】